

堺市一般廃棄物収集運搬業許可業者 各位

堺市環境事業部
資源循環推進課長
(公印省略)

交通法規遵守の徹底について (通知)

一般廃棄物の収集運搬にあたっては、従来から廃棄物処理法をはじめとする関係法令遵守、特に交通法規遵守はもちろんのこと、安全運転の励行や運転マナーの向上について様々な機会において指導してきたところです。

先般も一般廃棄物(ごみ)収集運搬業許可更新の際に交通法規を遵守するよう文書を配布したところですが、それ以後も交通ルールに関する苦情が寄せられています。

直近で寄せられた苦情は、どの業者かは明らかでないものの、過積載状態での運行や、一方通行の逆走に関するものでした。

また、直近では臨海工場においてテールゲートを解放したままプラットホームを出ようとしたため、出入口上部を損傷しかねない事態も起きています。

収集運搬作業に際し、法令遵守はもちろんのこと、安全運転・安全作業を厳守するよう全従業員に周知徹底してください。

また、運搬する際は、幹線道路を走行し、スクールゾーンや住宅街などを抜け道として使用しないようにしてください。収集のため、やむを得ず通行する場合は、交通ルールの遵守はもちろんのこと、細心の注意を払い、事故等の防止に努めてください。

万が一、事故が発生した際は、人身・人命の救助を優先し、適切な初期対応を行い、堺市一般廃棄物収集運搬業許可業者として誠意ある対応をしてください。

記

1. 許可車両の運行に際しては、交通ルール等を遵守すること。
特に以下の事項には十分注意すること。
速度超過(特にスクールゾーンや道幅の狭い生活道路において)、信号無視、過積載、一方通行逆走、割込み、あおり運転、ながら運転等の危険運転など。
2. 夜間・早朝の収集運搬作業をする場合は、騒音防止に努めること。
特にエンジン音・回転板作動時・コンテナボックス脱着時には十分騒音に配慮した収集運搬作業を行うこと。
3. 過積載状態での運行とならないよう、収集運搬計画の検討を行うこと。
4. 堺市一般廃棄物収集運搬業許可業者としての公共性を自覚し、適正に業務を遂行するとともに、市民及び排出者に常に親切丁寧に対応し、迷惑をかけないこと。

【問合せ先】

資源循環推進課(許可係)

電話：072-228-7479